平成２４年（フ）第１２３６号
千葉県市原市辰巳台東３丁目10番地１　辰巳台ハイライズ105号
債務者　澤井　直樹
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４７３号
千葉市美浜区高洲４丁目４番２棟413号
債務者　江井　孝子
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３９号
千葉県習志野市藤崎４丁目11番４号　エクセル吉野105号
債務者　後藤　義孝
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４０号
千葉県習志野市藤崎４丁目11番４号　エクセル吉野105号
債務者　後藤　純子（旧姓山村）
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６８号
千葉市若葉区若松町361番地44　メゾンセルシオ若松102号
債務者　井澤　　忍
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１６９号
千葉県習志野市泉町２丁目２番８―104号、開始決定時の住所千葉県習志野市泉町２丁目２番３―106号
債務者　佐藤　一夫
１　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１９７号
千葉県市川市新田２丁目24番17号　きょんハイツ102
債務者　大島　由華
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２２１号
千葉市若葉区多部田町760番地４
債務者　森川　幸子
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２３９号
千葉市美浜区稲毛海岸５丁目４番１―916号
債務者　清水　笑子
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２４２号
千葉県船橋市二和東６丁目15番２棟404号
債務者　土橋　正樹
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２４６号
千葉県船橋市芝山５丁目13番10号
債務者　成田　セツ
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２５５号
千葉市若葉区若松町531番地301　アサヒ住宅103号
債務者　鍵本　典宏
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２７４号
千葉県習志野市袖ケ浦４丁目５番19号
債務者　福澤絵理子
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２８１号
千葉県八千代市大和田755番地81　ハイツサンピーチＣ203号
債務者　松岡　　智
１　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７４号
高知市潮見台３丁目901番地
債務者　播磨　知也
１　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７９号
高知市潮見台３丁目510番地
債務者　猪野　純子
１　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４５号
東京都青梅市今寺４丁目４番地の１真栄レジデンス305号
債務者　伊藤　幹雄
１　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月14日午前10時東京地方裁判所立川支部民事第４部